

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

さまざまなライフステージにあるお客さまの事業内容や成長可能性などを適切に評価する「事業性評価」を積極的に行っております。

「事業性評価」を通じてお客さまに付加価値の高いコンサルティングを実施し、課題解決に取り組んでおります。

#### b. IT 実装支援

生産性向上や営業力強化などお客さまの抱える様々な事業課題に対して、ニーズのヒアリングから IT ツールの導入・定着化にむけたデジタル化支援に取り組んでおります。

#### c. 専門人材マッチング

「コンサルティング領域の深化・拡大」として 2019 年より人材紹介事業を開始いたしました。地域やお客さまの人材に関する課題解決に向け、経営の高度化や技術力向上に結び付く適切な人材の紹介やマッチングに取り組んでおります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

## ③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当行では長期ビジョン「Value Creation Bank」において、「地域社会に豊かさを」「お客様に笑顔を」「職員に働きがいを」そして「株主の皆さんに満足を」を掲げ、当行をとりまくあらゆるステークホルダーへの提供価値向上を通じて、「地域経済の成長」と「地域課題の解決」に貢献してまいります。

2021 年 4 月 30 日

山梨中央銀行

代表取締役頭取 関 光良